

【論文】

エイブリズム論とネオリベリズム批判

—イギリスの経験から

Studies of Ableism and Criticism of Neoliberalism
: from the British Experiences

志田 圭将（北星学園大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程）

要旨

障害学分野の新たな研究動向である批判的障害学の議論は、これまで日本では十分に共有されてこなかった。そこで本研究では、批判的障害学の重要な分析視角の一つであるエイブリズム論に着目し、これに関する日本での研究動向を踏まえ、ネオリベリズムの具体的経験との関連からその内実と意義を検討することの必要性を提起し、イギリスにおける近年のネオリベリズム改革を事例とした分析を行っている。分析を通じ、批判的障害学におけるエイブリズム論が、ある者を救済・包摂に値するとし、別の者をそうではないとして排除することで人々を分断していく諸力、その現実的諸条件に対する批判として提起されてきたことを示した。そして、この点においてそれがシティズンシップをめぐる議論と親和性の高いものであること、また、多様なマイノリティの連帯を通じた政治的多数派の形成を図るとともに、規範に強く揺さぶりをかけるものであることを指摘した。

キーワード： 批判的障害学，エイブリズム，ネオリベリズム，イギリス，Dan Goodley

1. 研究の目的と背景

本稿の目的は、批判的障害学（Critical Disability Studies : CDS）におけるエイブリズム（ableism）論の内実と意義をネオリベリズム（neoliberalism）の具体的経験との関連から詳らかにすることである¹。これを通じ、日本の障害学研究においてエイブリズム論を活用していくための示唆となる知見を得ることを目指す。

2000 年前後より英米を中心に発展してきた CDS は、従来の障害学や障害者運動が抱える理論的・実践的課題に応じ、新たな議論の展開を促そうとする研究潮流である。昨今、日本の障害学においても従来の理論的・実践的視角に伴う課題が指摘されるなか、既存の議論に反省をくわえ、新たな展開をもたらそうとする CDS の議論は示唆に富むものである

ように思われる（辰己 2021；田中 2024）。だが、日本では議論の共有が十分でなく、研究の蓄積が求められる。こうした背景から本研究では CDS における重要な論点・分析視角とされるエイブリズム論を取り上げる。

エイブリズムはしばしば「障害者に対する健常者の優位化」や「能力があることの価値化を背景とする障害者への差別的処遇」といった事態を指す概念と理解されている。一方、CDS においては必ずしも障害に議論を限定せずより広範な論点に関わるものとしてのエイブリズム論が提起されてきた。日本ではエイブリズムという用語への言及は散見されるものの、その概念の内実、とくに CDS の文脈におけるその内実や意義については共通認識が得られていない。したがって、CDS の受容を通じて日本における

障害をめぐる議論のさらなる展開を図るにあたっては、エイブリズム論の内実と意義を明確化する必要があるだろう。

議論の構成は以下の通りである。まず、日本の障害学においてエイブリズム論に焦点化した主要な先行研究を概観し、本稿で検討すべき事項を導出する。具体的にはネオリベラリズムの経験との関連からエイブリズム論の内実と意義を捉えていく必要性を提起する。これを受け、エイブリズム論の概要を整理し、そのうえでイギリスにおけるネオリベラリズムの展開を参照し、それとの関連からエイブリズム論の内実と意義を検討する。

2. 先行研究の検討

日本の障害学においてエイブリズム論に焦点化した先駆的な業績は、石島健太郎の研究である。石島はエイブリズムを「理想の身体をよしとする規範」（石島 2015 : 44）と整理する。従来の障害学のように障害（disability）に焦点化するのではなく、能力（ability）に焦点化することで、エイブリズム論は「できる／できないという二元論ではなく、能力の偏差、グラデーションのなかですべての人々を捉えることができる」（石島 2015 : 45）とする。いわく、これまで障害学の主軸となってきた「障害の社会モデル（social model of disability）」は、健常者／障害者、できる身体／できない身体二元論に依拠している。その論理にしたがえば、環境調整によって障害者はたしかに「できる」ようになるかもしれない。しかし、ここでは障害があること・できない身体への否定的な価値づけが維持されてしまう。これに対し、能力を議論の起点とするエイブリズム論は「すべての人々に Impairment があり、程度の差はあれ他者への依存が必要である」（石島 2015 : 45）という見方をもたらすことで、そうした二元論や障害への否定的価値づけを回避するとともに、障害以外のマイノリティ（子ども、女性、高齢者など）に対しても同様の枠組みからのアドボカシーを可能にするという。この点で、エイブリズム論は社会モデルの理論的難点を克服するとともに、障害学の議論をより広範な議論へと接続するポテンシャルを有するとされ

る。石島自身は能力と分配を対応させるものとしての能力主義（meritocracy）論との区別を強調するが、そのエイブリズム解釈は実質的に、能力のグラデーションのなかで“できる人”を優先し、“できない人”を排除する差別（田中 2020）という理解、「能力主義的差別主義」（竹内 2020 : 85）論に重なるものといえる。

辰己一輝は、障害学の新たな理論的動向を整理するなかで、エイブリズムが『人間 human とは健常者であることが普通 normal である』という本質規定に裏付けられている」（辰己 2022b : 50）こと、それゆえにエイブリズム批判が「本質主義」および「人間中心主義」批判と重なるものであることを指摘する。そして、この「人間」には「健常者」以外にもさまざまなカテゴリー（白人、異性愛者、男性など）が含まれ、それゆえエイブリズム論は領域横断的な議論につながるのだと論じる。この点において辰己は、一方では石島と同様にエイブリズム論が領域横断的な視座を提供することを示している。他方では「能力の偏差、グラデーションのなかですべての人々を捉える」視座としてエイブリズム論を位置づける石島とは議論のアクセントを異にし、それが「健常者／障害者というカテゴリーの構成に深く関与」（辰己 2022b : 62）する点を強調する。

辰己の議論に連なるものとして志田（2024）の研究がある。志田は石島の議論をエイブリズム論の「能力主義論」的解釈と位置づけつつ、近年のエイブリズム論がそれとは異なる視角を示していると指摘する。すなわち、エイブリズム論とは健常者／障害者、白人／黒人、男性／女性といった優位／劣位、規範／逸脱に関わる二元的なカテゴリーが社会的に構築され、そこで優位化・規範化された要素がインターセクショナルに統合されることで理想的な人間像が形成されていること、そうした理想的な人間像からさまざまなマイノリティが「同様にかつ別の仕方での排除・周縁化を被っていることを問題化する視座とされる。

以上の研究動向からは、エイブリズム論が障害学の議論をより広範な文脈へと接続するポテンシャルを有することへの共通理解がありつつも、それが何

をどのように問題化しようとする視座であるのかについての理解は論争的状况にあり、議論の整理が引き続き必要であることが指摘できる。

また、上記の諸研究がエイブリズム論の核となる理論的枠組みに焦点化したものであるのに対し、田中 (2024) は論の背景となる CDS との関連を含めてその思想的・実践的意義について論じている。いわく、CDS 出現の背景には社会モデルをはじめとする障害をめぐる従来の知の課題の認識とそれを継承・発展させようとする問題意識がある。さらに、同時期に展開するネオリベラリズムによる抑圧に対抗・抵抗すべく、他のマイノリティとの連帯を可能にする新たな社会理論が求められてきた経緯があり、そこでエイブリズム論はネオリベラリズムにおける「人間」の特権化とそれに伴う排除の機制に抵抗し、対抗を図るものとして重視されることとなったという。

田中の研究視角・分析を踏まえれば、エイブリズム論の視角や問題意識を明確化するにあたっては、先述の先行研究のように理論的枠組みに焦点化するアプローチだけでなく、エイブリズム論が具体的にどのような問題や問題意識を背景に提起されてきたのか、その社会的背景・実践的側面との関連から捉えていくことも有効であろう。その際には、田中も指摘するようにネオリベラリズム批判との関連を具体的に検討することが重要である。エイブリズム論は、ネオリベラリズムが自律、自助、自己統治等を規範化し、「人間」が所有すべき「能力」を仮構し、その有無によって人々を価値化／非価値化し、非価値化された人々を「ケアの縮減」等によって排除するものであることを捉え、それを批判する視角を提示しているとされる (田中 2024 : 37)。この整理自体は妥当と思われるが、この説明は概括的なものにとどまっており、より具体的にどのような問題が想定され、そこでどのように提起がなされてきたか、その詳細についてはさらなる検討が求められる。ネオリベラリズムの具体的な経験とそれへの応答の詳細を捉えることは、実践との関連から、いわば概念の外延からエイブリズム論への理解を深めることを意味し、ひいてはこの障害をめぐる新たな知を再び実

践へと接続するにあたって有益な知見を獲得することにつながるはずである。

以上のことを踏まえ、本稿では CDS におけるエイブリズム論が何をどのように問題化する視座であるのかについて、ネオリベラリズムの具体的な経験との関連から明らかにすることを課題とする。そこで、CDS の代表的論者でありエイブリズム論を牽引する Dan Goodley の研究をおもに参照し、エイブリズム論の概要を整理しつつ、その内実と意義をネオリベラリズムの経験との関連から読み解いていく。エイブリズムとネオリベラリズムに着目する Goodley の議論は、当該の論点との関連からエイブリズム論の基礎的理解を得ようとする本研究にとって適切な参照先となる。また、ネオリベラリズムの経験については、Goodley の議論がおもにイギリスの経験を背景としたものであることに鑑み、イギリスの事例に着目する。分析対象とする時期については、Goodley が重点的に議論しているキャメロン保守党・自由民主党連立政権期 (2010 年～) の展開にくわえ、その直接の背景として重要と思われるブレア・ブラウン労働党 (ニューレイバー) 政権期 (1997 年～) の展開を含める。その際、当該の時期におけるネオリベラリズムの展開については、先行研究の蓄積を参照し、近年のイギリスにおけるネオリベラリズム改革を象徴するものと捉えられてきた福祉政策およびその関連政策を取り上げる。

3. エイブリズム論の概要

Goodley はエイブリズム論を定式化する際、Gregor Wolbring と Fiona Kumari Campbell の議論をおもに参照している。ここでは両者の議論を参照し、それを踏まえて Goodley による議論の展開を整理する。

Wolbring (2008) はエイブリズム論をめぐっては2つの立場があるとする。一つは「障害者に対する否定的処遇」としてエイブリズムを捉える立場であり、もう一つは障害者以外を含むより広範な人々にも関わるものとしてそれを捉える立場である。前者、障害者に対象を限定する用法の場合、エイブリズムはセクシズムやレイシズムなどと並ぶ一つのイズムと位置づけられる。Wolbring はこうしたエイブリズム

理解は不適切だとする。というのも、Wolbringによると、エイブリズムとは端的に「特定の能力を他の能力に対して選好すること」(Wolbring 2008 : 252)であり、「レイシズム、セクシズム、カースト主義、エイジズム、種差別、反環境主義、GDP主義、消費主義といった他のイズムを包含するイズム」(Wolbring 2008 : 253)として「歴史的に他の集団に対して自らの権利や地位が高い水準にあることを正当化するためにさまざまな社会集団によって利用されてきた」(Wolbring 2008 : 253)からである。たとえば「共感、思いやり、優しさ」などの能力よりも「生産性や競争力」といった能力を「本質的」なもののみなし、この「本質的」とされた能力を欠いた人々を劣った者とラベリングすることで、人々を優位化／劣位化する。このようなかたちで特定の能力の選好とそれに伴う優位化／劣位化をもたらす「一連の信念、プロセス、実践」(Wolbring 2008 : 252)がエイブリズムだと Wolbring は考えるのである。

Campbell はエイブリズムを「完璧で、種的に典型的であり、したがって本質的で完全な人間として投影される特定の種類の自己と身体(身体基準)を生み出す信念、プロセス、および実践のネットワーク」(Campbell 2009 : 5)と定義する。そして、エイブリズムには2つの核となる要素があるとする。それは「規範的なものという観念 (*the notion of*) (および個人の規範化)」と「完全化・自然化された人間性と、異常で、考えられない、擬似人間的でハイブリッドなもの、つまり非人間性との間に、構成的な分離 (*constitutional divide*) を強制すること」(Campbell 2009 : 6)である。Campbell によると、エイブリズムは「種的に典型的な身体(科学)」、「規範的な市民(政治理論)」、「合理的な人間(法)」といった人間像を規範化するが、この人間像自体が「政治構造 (*political constitution*) の結果であり手段」(Campbell 2009 : 6)である。すなわち、このような人間像は規範から逸脱した「構成的外部」(Campbell 2009 : 11)としての他者、つまり当該の規範にとって不可欠な構成要素としての他者との二元的な区別によって形成されるのであり、そこには「異常」を産出し、「正常」の特権化する政治的な力学が存在している。Campbell が

述べるように「手に負えない、非市民的な障害のある身体は、確実性、支配力、自律性という男性的属性を有する『真の／本質的な』人間的自己の『真理』を繰り返し述べるために必要とされる」(Campbell 2009 : 11)。このように Campbell においては、Wolbring のいう「本質的」とされる「能力」は「種的に典型的な身体」といった人間像としてより文脈特定の言い換えられ、エイブリズムは逸脱や異常性を語ることによるそうした規範や正常性の構築のプロセスとして説明される。

上述の議論を継承しつつ、Goodley は「人間 (*human*)」概念との関連からエイブリズム論を再定式化する。Goodley によると、現代社会では「ある人間たちが別の人間たちよりも危険と隣り合わせの状況に置かれている」(Goodley 2021 : 23)。そして、ある者は人間らしい生活を享受し、別の者はそうした生活を送ることができないこの状況は、一定の人々が人間というカテゴリーから実質的に排除されている事態として把握される。この意味で、現代社会における人間というカテゴリーは「ある者は受け入れ、ある者は追い出す」(Goodley 2021 : 23)のものであり、排除的なものである。ここで Goodley が人間概念によって示そうとしているものが、まさしくエイブリズムにおいて規範化される人間像であり、それはいわば人間らしい処遇を受けるための条件となっているものである。Goodley は、そうした人間像はたとえば「身体的・精神的な健全性」や「生物学的・心理学的な安定性」、「自立、自律、自給自足」(Goodley 2014 : 23)といった能力を有するものと想定され、「白人、健全な身体、異性愛規範、高収入、資産所有、WENA (西欧・北米)、WASP (白人・アングロサクソン・プロテスタント)」といった要素としばしば結びつけられる「インターセクショナルに統合された社会的理想」(Goodley 2017 : 56-7)であるとする。Goodley は、現代社会は上記のような諸要素を有する特定の人々に有利に編成され、そうした人々が特権を享受する一方、これに該当しない人々が他者化され、排除・周縁化を被っていることを問題視する。こうした見方から、Goodley においては「エイブリズムとは、多くの(価値が低いとされる)他者

(Other) に対するインターセクショナルな同様さ (intersectional Same) として概念化できる」(Goodley 2017 : 57) ものとなる。

もともと、特権を有していると想定される人々が必ずしもこれらの諸要素を網羅的に有しているわけではない。上記のような理念型は「誰もそこに到達することのない理想」(Goodley and Lawthom 2019 : 235) である。しかし、理想的な人間像にとっての「他者」(障害者はその一つの典型である) へと転落することの恐怖から、人々はエイブリズム的な理想を承認し、価値化し、追求する (Goodley and Lawthom 2019 : 235-6)。Campbell が述べたように、自らをそれに同一化することに恐怖を覚える対象として異常性を語るにより、こうした正常性が確立され、不断にその価値が再確認されるのである。また、上記の諸要素はそれぞれ二元論の両極の一方をなす (たとえば健全な身体は障害のある身体と対比される) ものであるが、人々は実際にはその二元論の両極の間に生きていると考えられることを Goodley は認めている。にもかかわらずこうした二元論を採用するのは、実際に人々が分断され、社会的に包摂/排除されているリアリティを、いわば構築されたものとしての二元性を捉えるために分析的区別が重要だからである (Goodley 2018 : 7-8)。

以上のように、Goodley においては、エイブリズムとはインターセクショナルな社会的理想としての「人間」とその「他者」の構築、それに関わる一連の言説的・実践的展開を指す。それがさまざまなカテゴリーにおける優位化/劣位化、規範化/逸脱化に関わるものであるからこそ、この議論は「セックス、ジェンダー、クィア、ディス/アビリティ、反資本主義、労働者階級の労働組合、反レイシズム、市民権」(Goodley 2017 : 57) などの問題に関わるさまざまなマイノリティがエイブリズム批判において連帯する契機をもたらすという。

Goodley がとくに念頭に置くのは近年のネオリベラリズムの展開である。「フレキシビリティ、臨時雇用化、労働準備性、生産性」に特徴づけられるネオリベラリズムは、エイブリズムが理想とする「順応性があり、自給自足的で、自律的な、働く個人」

(Goodley and Lawthom 2019 : 236) を要請する。エイブリズムはネオリベラリズムという物質的基盤のもとで盤石となる。両者の相互補完関係は「ネオリベラルーエイブリズム (neoliberal-ableism)」(Goodley and Lawthom 2019 : 236) として概念化される。Goodley はネオリベラルーエイブリズムのもとで理想化される人間観がきわめて狭く、「[他者化された] 多数派よりも [特権を有する] 少数派を祝福」するものであり、「人類の多種多様さをブルドーザーで押しつぶす」(Goodley, Lawthom and Runswick-Cole 2014 : 981) ようなものであるとし、そうして人々を分断していく動向をエイブリズムの視角から批判するのである。

上記の一連の議論から、エイブリズム論の基本的な視座を次のように整理できる。エイブリズムとは、障害 (✓健全) に限らずさまざまな社会的カテゴリーに関わり、規範/逸脱、正常/異常を二元的に構築し、その境界線 (✓) のもとで人々を分断するプロセスである。とりわけ現代社会においては、さまざまな (各カテゴリーに関わる個別の) 局面において規範化された諸要素はインターセクショナルに統合され、一つの社会的理想像へと収斂しており、その結果、理想を体現する「人間」とそうでない「非人間」との分断を生じさせている。「人間」概念がインターセクショナルな理想像であるからこそ、それぞれの局面においてそれぞれの仕方で排除されたマイノリティは、「狭い」理想から排除された者として、その「狭い」人間像に対して他のマイノリティとともに同一の視角から批判を提起することができる²⁾。

4. ネオリベラリズムの経験とエイブリズム批判

4-1. イギリスの経験

イギリスの社会政策は一般に、従来型の再分配パラダイムから社会的投資パラダイムへと変化し、それに伴い政策上の問題設定やそれと結びついた市民的規範も変化してきたとされる (田中 2016)。対して、ネオリベラリズム研究の視点からはこの展開は次のように読み解かれる。イギリスのネオリベラリズムは、1970年代のサッチャー保守党政権に象徴される規制緩和と解体的傾向を特徴とする「撤退 (roll-

back)」型から、1997年からのブレア労働党政権期以降における新たな規制改革と国家構築を特徴とする「展開 (roll-out)」型へと変化してきた (Peck and Tickell 2002)。サッチャー政権期からの展開では従来の福祉国家における社会権に基づく事後的補償としての社会的補償の削減がおもにみられてきたのに対して、ブレア政権期からの展開では「第三の道 (Third Way)」、 「福祉から就労へ (Welfare to Work)」のローガンに象徴されるように、社会的投資の観点からの予防的アプローチとして就労支援を軸とする福祉政策が実施されてきた。さらに、2010年からのキャメロン保守党・自民党連立政権は就労自立促進の路線のもとで「懲罰化」の傾向を強めるとともに、再び「撤退」的要素をも兼ね備えるようになった (二宮 2019)。サッチャーに始まりニューレイバーより本格化する一連の改革を特徴づけるのは福祉コンディショナリティ (福祉受給の条件づけ) の強化であり (阪野 2019)、それが前提にするのは「救済に値する／値しないの区別」 (鈴木 2019 : 21) のもとで人を判別する思想である。このような福祉コンディショナリティの強化のなかで、福祉給付は従来のように当人の状況やニーズに基づいた「保護」から当人の「行動変容」を促すしくみへと変化してきており、その背景には「その社会が人びとにどのような市民であることを求めているのか」、つまり「シティズンシップの変容」が認められる (平野 2024)。ネオリベラリズム時代の新たなシティズンシップは、「自活と就労」の責任を果たすか、あるいはその意思があるとされた者のみを救済に値する「市民」とみなす状況を生じさせている (平野 2024 : 35)。

以上の整理に基づき、福祉コンディショナリティの強化を中心とする政策的・政治的変化がどのような論理によって推進され、誰を、どのように包摂／排除するものであったのかを問うことで、イギリスのネオリベラリズムの展開において誰が、どのように規範化／逸脱化されてきたのかを明らかにすることができると考えられる。

イギリスにおける福祉コンディショナリティ強化の傾向はサッチャー政権期の「ワークフェア (Workfare)」改革に端を発している。サッチャー政

権期に導入された「若年者訓練事業 (Youth Training Scheme)」や「地域就労事業 (Community Enterprise Programme)」といった一連の職業訓練プログラムは、プログラムへの参加を失業給付の受給要件とするものであり、雇用政策と福祉政策を連動させる契機として重要な意味をもった (阪野 2019 : 53)。また、次期メイジャー政権期に導入された「求職者手当 (Jobseeker's Allowance)」は、失業給付と所得補助を統合し、就労指導の対象となる失業者をその他の給付体系から制度的に分離することで就労義務性を強化するものとなった (二宮 2019 : 7)。

この枠組みを継承しつつ、福祉コンディショナリティを本格的に制度化したのがニューレイバーである。その中心的な政策として、就業困難者の雇用可能性を高めることを目的に、当初若年層を対象として導入され、後に対象拡大がなされた「ニューディール (New Deal)」は、一定期間失業状態にある者に対し、集中的な就労指導を受けること、それでも就労できなかった場合には4種類の就労・職業訓練のうちいずれかに参加することを義務づけ、これに従わない場合には失業給付停止のペナルティを課すなどするものである。こうした施策を通じて就労義務性を強化する一方で、ニューレイバーは一律の「全国最低賃金 (National Minimum Wage)」を導入し、「勤労世帯タックス・クレジット (Working Family Tax Credit)」をはじめとする各種の税額控除 (所得控除の枠組みをとりつつも課税最低限を下回る場合には給付が行われる仕組み) を採用することで、貧困層へ一定の再分配を行いつつ、その就労意欲を高める施策を実施している。失業問題への事後的対処としてワークフェアを推進したサッチャー政権とは異なり、ニューレイバーの一連の施策は、雇用の欠如による社会的排除に社会的投資による包摂をもって対処するための「社会統合主義」的アプローチとして積極的な視座のもとで行われた点で、福祉コンディショナリティをめぐる新たな社会的布置を形成する契機となった (阪野 2019 : 56)。

政権後期においてニューレイバーは、従来、就労困難層として就労要件を免除されてきたひとり親や障害者に対し、就労義務性を強化する施策を展開し

ている。ひとり親に対しては、所得補助の申請要件となる子どもの年齢を段階的に引き下げることで、就労すべきひとり親の範囲を拡大するなどしてきた。障害者に関しては、2008年に従来の「就労不能給付 (Incapacity Benefit)」に代えて「雇用・生活支援手当 (Employment and Support Allowance)」を新たに導入し、申請者に「労働能力評価 (Work Capability Assessment)」を課した。これは従来のように健康問題をめぐる観点ではなく、就労可能性の観点から受給を条件づける枠組みの形成を意味した (阪野 2019 : 55)。

ニューレイバーは、社会的排除への対抗戦略を積極的に打ち出しながらも、就労原則に基づいて「救済に値する／しない」者を区別する政治を着実に遂行してきた。その社会的包摂戦略は、社会的補償 (従来型の再分配) ではなく社会的投資 (就労自立促進) を強調するものであり、従来労働党の支持基盤となり、社会的補償を選好する傾向のある労働者階級から離れていくものでもあった (近藤 2021)。このことは、中間層の支持拡大を狙ったニューレイバーによる意図的な政治的判断の反映であり、それは自らの政治的利益を代表する政党を失った「置き去りにされた人々」 (今井 2019) としての労働者階級を生み出しもした。

2010年に始まるキャメロン政権は、ニューレイバーの枠組みを継承しつつ、それを強化した。福祉コンディショナリティとの関連で注目される制度が、2012年の福祉改革法に伴って導入された「ユニバーサル・クレジット (Universal Credit)」である。各種給付を一本化した当該制度は、従来の制度では設定されていた受給者の就労時間制限の撤廃や就労・求職活動の体系的な義務化、違反時の制裁の強化などを通じ、就労促進をより強化することで、「福祉依存 (Welfare Dependency)」 (Department for Work and Pension 2010 : 9) からの脱却を推し進めようとするものであった。

とりわけ障害者については、手当等の受給者数を制限しようとする姿勢が強く見られている。たとえば、2011年4月には「雇用・生活支援手当」の既存受給者に対する全国規模での再審査が実施され、そ

れまで就労不能と判定されてきた受給者に対し就労可能との判定が多数行われ、多くの障害者の生活に深刻な影響を及ぼした。またたとえば、介護または移動介助が必要な障害児者個人のための使途を限定しない手当である「障害者生活手当 (Disability Living Allowance)」に代えて2012年の福祉改革法に伴って導入された「個別自立手当 (Personal Independence Payment)」は、多くの障害者の収入を低下させるとともに、手当の受給者数を30%近く減少させるものであった (Equality and Human Rights Commission 2017 : 53)。

もともと、キャメロン政権期においては上記のような制度的な枠内での福祉コンディショナリティの強化が見られただけでなく、そもそも福祉サービス自体が量的に急激に縮小している点が非常に大きな問題とされる。増税ではなく公共支出の削減によって赤字財政を解消することを目指した緊縮財政政策 (austerity) は、対GDP比10%にまで増大した財政赤字を一国会期 (5年間) で解消することを目標に急激な変化をもたらした。地方自治体への財政支出の抑制とともに、教育や医療を例外として社会保障や福祉を含む公共サービスが主要なターゲットとなった。公共サービスの削減の目標額は5年間で357億ポンドとされ、これは2010年の公共サービス支出額の5分の1の削減に相当した (近藤 2015 : 23)。福祉予算のなかでは、高齢世代を対象とする年金については給付水準が比較的保障されたのに対して、稼働世代向けの給付についてはより厳しい削減が行われた (二宮 2019 : 9)。とくに、児童税額控除や住宅手当のように選別主義的で貧困層にとって恩恵の多い給付が主たる削減対象となる点で、逆進性を強めるものであった (近藤 2015 : 23-4)。

キャメロン政権は福祉供給を量的に急激に縮小するとともに、受給に際してのコンディショナリティを強化した³⁾。一連の改革は、貧困層、女性、人種的・民族的マイノリティ、子ども、ひとり親、および障害者に「もっとも大きな打撃 (The Hardest Hit)」を与えた (Office of the High Commissioner for Human Rights 2018)。この過程では、福祉受給者を「怠け者 (shirker)」などとみなし、「福祉依存」を公然と非難

する「道徳的アンダークラス言説」（二宮 2019 : 13-4）が政権内部にほぼ一貫して見られている。キャメロン政権においては「福祉に依存する怠け者と勤勉に働いてそれを支える納税者」の対比が語られ、「両者のあいだに不公平な関係が存在することが示唆されることで、前者に対する給付の削減やペナルティの強化が公平性になかった政策として正当化される」（二宮 2019 : 15）。これに呼応するように、メディア報道においても福祉受給者を「たかり屋（scrounger）」などと呼び、他者化・悪魔化する言説が展開された（鈴木 2018）。

以上のように、イギリスにおける近年のネオリベラリズムの展開では、人々の就労自立を規範化し、それを促進する枠組みが形成され、その背面では貧困層やひとり親、障害者をはじめとして「依存」的とみなされた人々を他者化し、非難し、そのケアを可能なかぎり縮小する政治が見られた。Goodley は、ネオリベラリズムにおいては「自分自身をケアし、教育し、統治する個々の市民の自己責任に基づく自律性」（Goodley 2014 : 62）が人々に要求されていると指摘するが、こうした自律性はまさに先に見た就労自立の主体に求められる能力である。そこに伴われる「個人は自分自身（とその家族）の面倒を自分で見られる」という想定は「エイブリズムの論理と結びついた世界観」（Goodley 2021 : 86）であり、それができないとみなされた者の逸脱化と排除に帰結するのである。

4-2. エイブリズムとしての問題化

ネオリベラリズムにおける規範化／逸脱化の展開について、近藤の指摘は示唆に富む。いわく、イギリスのネオリベラリズム改革は、すべての国民に一律に関わるとされる医療や教育を重視する普遍主義的志向、社会保障の受給者を一部の貧困層等に限定するという選別主義的志向、およびその背景をなす就労原則というイギリス福祉国家の原則を維持するものであり、近年の展開は就労義務の強化を伴いつつこの選別主義的な社会保障制度を縮小するものであった（近藤 2015）。これを踏まえれば、現代における規範的／逸脱的な市民像は基本的に

は従来のそれを踏襲しているものの、ネオリベラリズムの展開のなかで「自活と就労」の規範から逸脱したとみなされる人々への眼差しが懲罰的なものと化し、排除の動向が激化したことで、実質的にシティズンシップの変容がもたらされたといえるだろう。この逸脱者の位置から社会に問題提起をするにあたって、なぜ CDS においてエイブリズム論が求められたのか。

まず、障害者の権利擁護という従来のかつ直接的な主張が支持調達上の困難に突き当たっていたことが考えられる。財政に関する「危機論」によって正当化された就労自立の言説を背景に、政権内外で障害者に対する「福祉依存」者との非難が広がり、福祉受給者に対する否定的な考えが一般市民にも浸透するなか（阪野 2019 : 57-9）、障害者へのケアの充実を訴える声が（必要なことにもかかわらず）受け入れられにくいことは想像に難くない。この点で、障害とケアをめぐる政治的言説には支持調達上有効な戦略が求められたと考えられる。

その際、重要になるのが包摂の批判という観点である。ニューレイバーの社会的包摂アプローチを例にとれば、社会的に排除された人々の自立を支援することで包摂を実現するという考えは、「自律的、自己統治的、自己充足的でありたくない人がいるだろうか」（Goodley and Lawthom 2019 : 247）と Goodley も述べるように、「それができるに越したことはない」ものとして、ある種の正当性ないし「もっともらしさ」を備えている。その意味で、包摂をめぐる考えは反論の容易でない論理である。包摂の論理の問題点は「ネオリベラリズム的寛容」（Goodley, Lawthom and Runswick-Cole 2014 : 981 ; 辰己 2022a : 128）の概念によって示される。すなわち、包摂という方策のもとで迎え入れる準備があることが表面上は示されつつも、既存の抑圧的・排除的な体制は揺るがずに維持され、その体制のもとで「救済に値する」（体制に順応できる）とみなされた者のみが包摂されるという状況である。ネオリベラリズム的寛容に基づく包摂施策のもとでは、障害者は「自分には本当に障害がある（つまり福祉に依存している）ことを示すか、自分は労働（競争的、攻撃的、

不安定、低賃金で (...) 福祉給付の削減を伴う) への準備ができていと強調するか」(Goodley 2014 : 10) という困難な二者択一を迫られる。このように支配的な価値体系における排他的なカテゴリーへの順応か、劣位化やスティグマ化、あるいは極端なケースにおいては文字通りに死を受け入れるか、という二者択一を迫る点にこそ、エイブリズムの問題の核心がある。仮に自らが「救済に値する」人になったとしても、他の誰かはそうみなされず、排除されるかもしれない。このことは個人の水準にとどまらず、マイノリティ集団の水準にも当てはまる。もし障害者が全体として「救済に値する」とみなされ包摂されたとしても、たとえば同様に抑圧されてきたひとり親が「救済に値しない」とみなされ続けるとしたら、そしてそのようにみなすことを正当化するならば、それは障害者自身を苦しめてきた論理を永續させることにつながるのである⁴⁾。それゆえ、ネオリベラリズム的寛容に基づく包摂/排除の政治に批判的に対峙するには、包摂という方策自体の批判、より正確には包摂先となる領域の「狭さ」を問題化する言説が必要になる。

この地点で、障害とケアをめぐる理論的立場としてエイブリズム論が求められることになったと考えられる。それは第一に、障害者というマイノリティの政治における支持調達上の困難を解消する手がかりとなりうる。イギリスのネオリベラリズムにおいては「自分自身(とその家族)の面倒を自分で見られる」という想定が規範的な市民像の内実を占めているが、貧困層やひとり親、障害者などのマイノリティはそれぞれの事情からそれができない状況に一同様に一置かれている。個別の権利擁護が困難な状況下で、ネオリベラリズム的寛容の陥穽に陥らずに、その政治的利益を主張し、権利保障を実現するためには、分断された人々をつなぎ直すような多数派形成の論理が必要であった。エイブリズム論は、包摂先となる規範それ自体をさまざまなマイノリティの抑圧・排除に関わるものとして問題化することで、インターセクショナルな連帯を可能にする視座を提供するものとして必要とされたのである。

第二に、就労自立という規範、そこへの包摂方策を批判するにあたっては、その「もっともらしさ」を動揺させることが必要であり、そのためには規範それ自体を問題化するエイブリズム論の視座が必要であった。Goodley は、ネオリベラリズムにおいて就労自立を求める市場的な世界観とその基盤となる身体的・精神的な健全性という理想があたかも所与のものであるかのように「自然化」(Goodley 2014 : 29) されていると述べている。そして、その「自然さ」の虚構性を暴露し、「個々の人に対して人間の地位を与えたり拒んだりする身体と精神の基準を拒否しなければならない」(Goodley and Lawthorn 2019 : 246) と説く。もっともらしく正当化・価値化されたものが多くの人々の支持を調達している状況下で、当の正当化・価値化されたものそれ自体の不自然さを際立たせることができるような言説としてエイブリズム論が必要とされたのである。エイブリズム論は、人々を人間/非人間へと分断する規範/逸脱の境界線がそれ自体構築されたものであることを明らかにすることで、既存のルール設定の自明性を動揺させる。その際、障害者のみならず他のマイノリティにも関わるものとして人間/非人間の分断を問題化する視座は、先述のように単純に数としての政治的な力を形成することにつながるにとどまらず、既存のルール設定の不当性をより際立たせ、いわゆる「普通の(規範的)イギリス市民」に関する既存の理解がきわめて「狭い」ことを十分な説得力をもって問題化することにもつながるものである。それはあたかも、貧困・格差が拡大するなかごく少数の富裕層が富の大半を所有していることを問題化した「ウォール街を占拠せよ(Occupy Wall Street)」運動における「私たちが99%だ(We are the 99%)」の構図のように、人々をつなぎ直すことで「[他者化された]多数派よりも[特権を有する]少数派を祝福」するようなルール設定自体に問題を提起する試みだといえよう⁵⁾。

5. 結論

イギリスの経験から見てきたのは、CDS のエイ

ブリズム論が、ある者を救済・包摂に値するとし、別の者をそうではないとして排除することで人々を分断していく諸力、その現実的諸条件に対する厳然たる批判として提起されてきたことである。この問題化の視角を重視するならば、エイブリズム論は、能力主義論と呼ぶべき視角よりも、むしろ市民としてのメンバーシップたるシティズンシップをめぐる議論（岡部 2019）と親和的なものと考えられる。この考えは理論的検討に基づいてエイブリズム論を二元的カテゴリーの構築と関わる議論と捉えた先行研究の見解を支持するものであり、当該視角から日本におけるエイブリズム研究を発展させる足がかりになると思われる。

また、多様なマイノリティに関わるものとして規範を問題化するその視角は、政治的多数派形成の戦略であるにとどまらず、規範の「不自然さ」を際立たせ、説得力をもってそれを動揺させる意味合いのあるものであった。桜井（2016）は、日本の市民運動が個別にテーマ化された権利を守る運動へと拡散する一方で個々の問題の背景にある共通の社会的課題を問題化する視角が後景化してきたことを指摘しているが、上記の視角は規範自体に焦点化するものとして、このような「共通の課題」を前景化させる意義を有しているといえるだろう。

なお、本稿では Goodley の議論を軸にエイブリズム論の基本的な問題視角を描き出すことを重視したことから、「強制的な健全性（Compulsory Able-Bodiedness）」（McRuer 2006）などの関連概念の十分な検討や、他の論者による発展的な議論の検討を行うことができなかった。今後の課題としたい。

付記

本研究は北海道社会福祉学会研究助成事業（2023年度）の研究成果である。また、本研究の一部は日本社会福祉学会第 72 回秋季大会での発表内容をもとにしている。

注

1) 本研究は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程および研究倫理規程にもとづく研究ガイ

ドラインを遵守している。

- 2) アメリカにおける Disability Justice の提起、その際に念頭に置かれるエイブリズムも内容的に重なるものである（田中 2022）。
- 3) 一連の政策の帰結については「制裁措置の拡大と厳格化が受給者の就労を促進しないまま、給付からの離脱と、結果的に社会的排除を促している」（阪野 2019 : 63）と指摘される。とくに障害者への影響について詳述した代表的なものとして Ryan（2020）の著作がある。
- 4) 実際、Goodley はイギリスの EU 離脱（Brexit）がそのような展開の結果として生じたと論じている（Goodley and Lawthom 2019）。
- 5) ただし、エイブリズム論に即していえば、Goodley は逸脱者として排除された人々のみならず規範的な市民自身もエイブリズムによる苦難を経験していることに言及している（Goodley and Lawthom 2019 : 236）。その意味で、理論上の「敵」は「特権を有する人々」ではなく、人々の分断を生じさせる「社会」である。

文献

- Campbell, F. K. (2009) *Contours of Ableism: The Production of Disability and Aabledness*, Palgrave Macmillan.
- Department for Work and Pension (2010) *21st Century Welfare* (https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7b1231e5274a34770e938d/21st-century-welfare_1_1_.pdf, 2024.11.27).
- Equality and Human Rights Commission (2017) *Being disabled in Britain: A journey less equal*, Equality and Human Rights Commission (https://www.equalityhumanrights.com/sites/default/files/2021/being-disabled-in-britain_0.pdf, 2024.11.27).
- Goodley, D. (2014) *Dis/ability Studies: Theorising disablism and ableism*, Routledge.
- Goodley, D. (2017) *Disability Studies: An Interdisciplinary Introduction (2nd)*, SAGE.
- Goodley, D. (2018) The Dis/ability Complex, *Journal of Diversity and Gender Studies*, 5(1), 5-22.

- Goodley, D. (2021) *Disability and other human questions*, Emerald Publishing Limited. (=2024, 石島健太郎訳『障害から考える人間の問い』現代書館.)
- Goodley, D., Lawthom, R. and Runswick-Cole, K. (2014) Dis/ability and austerity: beyond work and slow death, *Disability and Society*, 29(6), 980-4.
- Goodley, D. and Lawthom, R. (2019) Critical disability studies, Brexit and Trump: a time of neoliberal-ableism, *Rethinking History*, 23(2), 233-51.
- 平野寛弥(2024)「福祉給付の厳格化と市民の『責任』の変容に関する予備的検討—W. Brown の議論を手がかりに」『上智大学社会福祉研究』48, 27-38.
- 今井貴子 (2019) 「成熟社会への掣肘—イギリスのEU 離脱をめぐる政治社会」『年報政治学』70(2), 58-83.
- 石島健太郎 (2015) 「障害学の存立基盤—反優生思想と健全主義批判の比較から」『現代社会学理論研究』9, 41-53.
- 近藤康史 (2015) 「キャメロン政権下のイギリス福祉国家—緊縮財政と『大きな社会』」『生活協同組合研究』469, 22-9.
- 近藤康史 (2021) 「イギリス福祉国家の社会的投資への展開と政党間対立」『日英教育研究フォーラム』25, 7-14.
- McRuer, R. (2006) *Crip Theory: Cultural signs of queerness and disability*, New York University Press.
- 二宮元 (2019) 「緊縮期のワークフェア改革—ニューレイバーからキャメロンへ」『大原社会問題研究所雑誌』733, 3-18.
- Office of the High Commissioner for Human Rights (2018) Statement on Visit to the United Kingdom, by Professor Philip Alston, United Nations Special Rapporteur on extreme poverty and human rights (https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Poverty/EOM_GB_16Nov2018.pdf, 2024.11.27).
- 岡部耕典 (2019) 「『障害者』とノのシティズンシップ—排除と周辺化の構造とメカニズム」『福祉社会学研究』16, 55-71.
- Peck, J. and Tickell, A. (2002) Neoliberalizing Space, *Antipode*, 34, 380-404.
- Ryan, F. (2020) *Crippled: Austerity and the demonization of disabled people(2nd)*, Verso.
- 阪野智一 (2019) 「イギリスにおける福祉コンディショナリティの展開と影響」『日本労働研究雑誌』61(12), 52-66.
- 桜井智恵子 (2016) 「『支援』という包摂—自己責任への主体化」『at プラス』30, 156-65.
- 志田圭将 (2024) 「エイブリズム論の展開とその理論的位置—批判的エイブリズム研究を手がかりに」『日本社会福祉学会第72回秋季大会報告要旨集』(日本福祉大学), 229-30.
- 鈴木宗徳 (2018) 「イギリスの大衆メディアにおける貧困報道—連立政権下の福祉改革への影響を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』719, 71-85.
- 鈴木宗徳 (2019) 「福祉ショービニズムとコンディショナリティ—イギリス連立政権期の政策と世論をめぐる」『大原社会問題研究所雑誌』733, 19-27.
- 竹内章郎 (2020) 『いのちと平等をめぐる13章—優生思想の克服のために』生活思想社.
- 田中恵美子 (2020) 「2019年度学界回顧と展望 障害児・者福祉部門」『社会福祉学』61(3), 190-200.
- 田中耕一郎 (2024) 「障害から始まるが、障害では終わらない—批判的障害学によって拓かれ、繋がる領野」障害学会20周年記念事業実行委員会編『障害学研究20 障害学の展開—理論・経験・政治』明石書店, 30-52.
- 田中みゆき (2022) 「ニューヨークの芸術における障害とアクセシビリティの現在」『artscape』(https://artscape.jp/report/curator/10180354_1634.html, 2024.11.22) .
- 田中拓道 (2016) 「承認論の射程—社会政策の新たなパラダイム」田中拓道編『承認—社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局, 5-35.
- 辰己一輝 (2021) 「2000年代以後の障害学における理論的展開／転回—『言葉』と『物』, あるいは『理論』と『実践』の狭間で」『共生学ジャーナル』5, 22-48.
- 辰己一輝 (2022a) 「交差点へとアクセスする—障害者を〈抹消〉する物語に抗して」『現代思想』50(5),

124-33.

辰己一輝 (2022b) 『社会モデル』以後の現代障害学
における『新たな関係の理論』の探究『思想』1176,
46-64.

Wolbring, G. (2008) The Politics of Ableism, *Development*,
51(2), 252-8.